

杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザル 質問と回答

杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザルに係る質問について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問項目	質問	回答
1	イベントの考え方	本事業で新規に企画するイベントに限らず、既存の区内イベント等と連携した取り組みも、対象となりますか。	既存の区内イベント等と連携した取り組みも、対象となります。ただし、連携に必要な調整も委託業務内容に含まれます。
2	参加者数の目標	人が多く集まる場所で、不特定多数が参加可能なイベントを実施する場合、当該イベント以外を目的に訪れていた参加者も、参加者数に含まれますか。	提案内容によりませんが、区内全域への来街者誘致及び区内周遊施策と認められる場合には、参加者数に含まれます。なお、当該イベント以外の参加者がそれに当たると考える場合には、その理由を提案書に具体的に記載してください。
3	業務内容	ターゲット設定は昨今のトレンドやマーケティングデータ、過去の実績等を考慮し、設定・提案でよいか。	ターゲットについては、御社の知見や業務実績等を踏まえ、区内全域への来街者誘致及び区内周遊施策につながる取組となるよう設定し、提案してください。
4	業務内容	イベント参加料については、参加自体は無料だが、参加者の実費で購入を促すようなものでもよいか。	参加者の実費での購入がなければイベントの趣旨を達成できないものは不可となります。それ以外の場合は、協議の上、決定します。
5	参加申請書	申請代表社の所在地、代表者名について登記簿記載の愛知県の住所、代表取締役でなく、東京本社の所在地、東京本社の事業部門責任者での申請も可能でしょうか。提出する納税証明書は、営業所がある東京本社の記載となっています。	可能です。杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザル実施要領の3.参加資格や7(1)①法人の適格性を満たす法人が参加可能となります。
6	協賛活動	提案する事業に賛同する協賛会社を募り、協賛金を事業実施の広報露出などを強化するための経費として使用することは可能でしょうか。またその際に、協賛会社側へのメリット提示として、広報物、製作物に協賛会社の社名や告知を露出することは認められるのでしょうか。	区が実施する事業のため、特定企業の記載は避けてください。委託事業の経費の範囲内で広報を実施してください。